

# 定例委員会の開催状況

第1 日時 平成13年3月8日(木)

午前10時00分～午後0時30分

第2 出席者

1 国家公安委員会側

岩男、磯邊、渡邊、荻野、安崎各委員

2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、官房審議官(刑事局担当)、  
交通局長、警備局長、情報通信局長、首席監察官

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 人事案件について

叙位・叙勲の進達について

警察庁から、「2月10日から17日までの8日間に死亡した現職警察職員5人及び元警察職員49人の計54人の叙位・叙勲について進達することとしたい。」旨の説明がなされ、原案どおり決定した。

(2) 国家公安委員会文書管理規則案について

警察庁から、「情報公開法において、行政機関の長は行政文書の管理に関する定めを設けることとされていることから、国家公安委員会が保有する行政文書の管理について、国家公安委員会文書管理規則を

制定するものである。」旨の説明がなされた。

委員から、「国家公安委員会が保有する行政文書については、利用者が利用しやすい形にするということを考えていただきたい。文書分類として、大、中、小といった決められたカテゴリーでの分類だけでなく、目次とか日付とかで分かるよう独自の工夫を加えてもいいのではないか。ファイルは電磁的なものにするようだが、紙での保存は劣化するので、できるだけ劣化しない方法を先んじてやっていただきたい。」との発言があり、警察庁から、「予算にも関連することであるので部内で検討し、改めて御報告させていただく。」旨の説明があった。

質疑が行われた後、原案どおり決定した。

### (3) 政策評価実施要領(案)について

警察庁から、「政策評価の機能強化については、中央省庁等改革の基本方針として位置付けられ、各府省においては、実施要領を策定して、その所掌する政策を対象として、政策評価を実施することとされている。この度、警察庁の行う政策評価について、その目的、実施体制、評価の方式、評価結果等の公表等の事項について定めた政策評価実施要領(案)を作成した。」旨の説明がなされた。

委員から、「私は、情報公開と政策評価が日本を大きく変えるだろうと思っている。例えば、警察署協議会が新制度として導入される。これには多額の予算が必要であるが、本当にその額に値する適正なものとして運用されているのか、評価の対象にしなければいけない。そういうものに使えるようなものも仕組みとして考えなければいけないと思う。また、ある施策を取ったときに、あるいは施策を取らなかったために、他にどういう影響があるだろうかという影響調査も併せて、ケーススタディ的に考える必要がある。検挙率のような数値目標については、どうしても無理をしがちなので、そのようなことのないよう注意する必要がある。」との発言があり、警察庁から、「予算上の新規事業については、政策評価の観点を念頭に置いて事業を推進するよ

う、財務省からも要請されており、適切に対応したい。また、検挙率などが目標管理に使われて不正常に機能することのないようにしなければいけない。数値目標を掲げる場合は、運用上も十分に注意する必要がある。」旨の説明があった。

委員から、「警察庁に政策評価委員会が設けられるが、政策評価の在り方や運営について審議するだけでなく、警察庁全体としての総合評価を行う体制の中に組み込む方法が必要ではないか。」旨、他の委員から、「民間企業の場合、株主総会等で厳しく数値等について追求されるが、数値に表れない部分のバランスみたいなものが、個々の組織にとって非常に重要である。いくら一生懸命やっても、組織外においてより高度な事例がたくさんある。民間では、コンサルタント会社を活用したり、業種の似た会社でベストプラクティスという一番いい指標を保有する会社と交流会をしたり、いいものは積極的に導入している。民間の智恵のようなものをもっと積極的に活用してはどうか。また、たとえばODAの予算を使ってアジアやアフリカ各国の警察官を、半年か1年訓練をして、それを空き交番対策や外国人犯罪対策に活用するということは現実的か。」との発言があり、警察庁から、「来日している外国人に通訳等を依頼することはあるが、基本的には、マンパワーとして外国人を活用することは考えていない。政府全般の問題であるが、公権力の行使に外国人を採用しないということが一般的にある。」旨の説明があった。

各委員の発言の後、警察庁から、「内容については、御発言を踏まえ、要領をとりまとめ、改めてお諮りすることとしたい。」との説明があり、その内容を了承した。

#### (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案について

警察庁から、「最近の風俗情勢にかんがみ、電話異性紹介営業に対する規制のための規定、特定性風俗物品販売等営業に対する規制のための規定等、所要の規定を整備する標記法律案を第151回国会に提

出する必要があるので、法律案の検討を進めてきた。」旨の説明がなされた。

委員から、「これによってテレホンクラブは、合法化されるのか。諸外国にもこのような営業形態はあるのか。」との質問があり、警察庁から、「存在自体は違法ではない。許可対象の風俗営業のように、健全に営まれるなら国民に潤いと憩いを与えるという存在ではなく、健全化になじまない業態であるという位置付けのもとに、実態を把握して、法律で届出を受けて、より厳しい規制をかけて対処しようとするものである。営業形態としては、韓国、台湾に類似の営業が見られるが、日本に特有のものといえるのではないか。」旨の説明があった。質疑が行われた後、警察庁の説明内容を原案どおり決定した。

( 5 ) 警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案について

警察庁から、「民間における電子商取引の推進を目的とした『情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律』等の施行に伴い、契約を締結しようとする相手方に対する機械警備業者による説明義務に関し、書面の交付だけでなく、情報通信の技術を利用する方法によっても行うことができることとするものである。」旨の説明がなされ、原案どおり決定した。

( 6 ) 国際組織犯罪条約起草特別委員会における銃器議定書案文の採択について

警察庁から、「2月26日から3月2日までの間、ウィーンで開催された国際組織犯罪条約起草特別委員会において、銃器、同部品及び構成部分並びに弾薬の密造及び不正取引に関する国連組織犯罪条約補足議定書(銃器議定書)案が全会一致で採択され、本年秋の国連総会に提出されることとなった。」旨の説明がなされ、その説明内容を了承した。

( 7 ) 第7次交通安全基本計画(案)について

警察庁から、「第7次交通安全基本計画は、平成13年度から17年度までの5年間における交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である。今月16日に開催される中央交通安全対策会議において、これが作成されることとなる。」旨の説明がなされた。

委員から、「交通事故死者数の目標値である8466人の達成は、警察庁の政策評価に入るのか。」との質問があり、警察庁から、「この数値は、政府そのものの目標値である。関係行政機関の総合的な施策が相俟って目標を達成すべきものであり、政府全体の政策評価となるものと思う。警察庁としては、交通安全施設5か年計画等の面から政策評価がなされるものと思う。」旨の説明があった。

委員から、「警察庁として、交通安全基本計画の中でプライオリティを付けるということが、あり得るのか。例えば、暴走族対策を新計画の重点として掲げることができるのか。」との質問があり、警察庁から、「新計画案には、暴走族対策も盛り込まれているが、本計画は、特に交通死亡事故を減少させようというものであり、高齢者対策やシートベルト着用の徹底等の総合的対策によって達成すべきものと思う。警察庁としては、暴走族の取締り要望が強いことから、それはそれとして暴走族総合対策を積極的に推進することとしたい。」旨の説明があった。

質疑が行われた後、警察庁の説明内容を原案どおり決定した。

#### (8) 盲導犬の訓練を目的とする法人の指定及び公示について

警察庁から、「社団法人 兵庫県盲導犬協会の申請を受け、道路交通法施行令第8条第2項の規定により、国家公安委員会が盲導犬の訓練を目的とする法人として同協会を指定し、公示することとしたい。」旨の説明がなされた。

委員から、「盲導犬の需要と供給のバランスは、どのようになっているか。」との質問があり、警察庁から、「弱視者の方は、約30万人、盲導犬は850頭と聞いている。」旨の説明があった。

質疑が行われた後、警察庁の説明内容を原案どおり決定した。

( 9 ) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を一部修正した上で、了承した。

2 報告事項

( 1 ) 国会の状況について

警察庁から、「3月1日から7日までの間に行われた衆・参両議院の予算委員会の状況等」について報告がなされた。

委員から、「警察官の人権教育に関し、質問があったようであるが、防犯チラシの中には非を認めざるを得ないような内容のものがあったのか。」との質問があり、警察庁から、「表現として不適切な内容のチラシがあったのは事実であり、今後このようなことがないように都道府県警察を指導していきたい。」旨の説明があった。

( 2 ) G 8 司法・内務閣僚会合の開催結果について

警察庁から、「2月26日、27日の両日、イタリア共和国ミラノにおいて『G 8 司法・内務閣僚会合』が開催された。会合では、不法移民対策、テロ対策、ハイテク犯罪対策、マネー・ローンダリング対策等について閣僚等が協議を行い、国際協力の一層の強化・緊密化で認識が一致し、コミュニケが策定・公表された。」旨の報告がなされた。

( 3 ) ボールペン型密造けん銃の大量押収について

警察庁から、「愛知県警察は、3月5日までに古物商経営者等2人を銃刀法違反、武器等製造法違反で逮捕するとともに、豊橋市内の工場等からボールペン型けん銃91丁、実包300個及びけん銃部品多

数を押収した。」旨の報告がなされた。

- (4) 宇宙ステーション「ミール」軌道離脱計画に伴う警察措置について  
警察庁から、「3月中旬にロシア宇宙ステーション「ミール」の軌道離脱計画が実施される予定であるが、万が一に備え、警察庁では、連絡体制を強化するとともに、突発事案が発生した場合に、迅速、的確に対応できるよう準備しているところである。」旨の報告がなされた。

委員から、「首都東京は危険性がないのか。軌道は正確に予想できるのか。」との質問があり、警察庁から、「河野外務大臣からロシア副首相に対し、情報提供についての要請をしており、ロシア側からは、『日本に危険はない』という通報が来ていると聞いている。」旨の説明があった。

- (5) 「日本皇民党」事務所等に対する搜索の実施と街頭宣伝車の押収について

警察庁から、「大阪府警察は、3月6日、電波法違反容疑で「日本皇民党」事務所など7府県58箇所にわたる搜索を実施し、街頭宣伝車21台などを押収した。」旨の報告がなされた。

委員から、「街頭宣伝車を押収したというが、手続上はどうか。」との質問があり、警察庁から、「電波法違反として、搜索差押令状を取り、街頭宣伝車を押収したものである。」旨の説明があった。